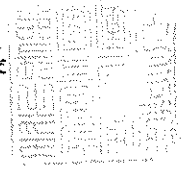


平成 29 年 6 月 28 日

広島県労働基準協会長 殿

広島労働局労働基準部長



「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」における
重点取組期間（7月）における一層の取組について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」により示し、平成 29 年の職場における熱中症予防対策については、平成 29 年 3 月 10 日付け基安発 0310 第 3 号「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（別紙 1 以下「キャンペーン通達」という。別紙 2 キャンペーンちらし）において留意すべき事項を示しております。

気象庁が 6 月 23 日に発表した向こう 3 か月（7 月～9 月）の予報によれば、太平洋高気圧が強くなり出し、全国的に平年より気温が高く猛暑になり、気温が高い状態は 9 月まで続き、残暑も厳しくなる見通しであることから、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されるところです。

キャンペーン通達においても、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の 7 月を重点取組期間といたしておりますので、キャンペーン通達に基づく職場における熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、関係事業場への周知等について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

